

新型コロナウイルス、5月から「5類」移行

医療提供体制など見直しへ

県議会議員 きしべ 都

5月8日に新型コロナウイルスの感染症法上の位置付けが5類に移行します。これに伴い、県の施策も変更になります。変更のポイントは次の3点です。

- ①外出等の制限がなくなります
- ②患者登録、健康観察等がなくなります
- ③治療費に自己負担額が生じます。



みなさまからのご意見、ご要望をお待ちしています
 きしべ都政務活動事務所
 南区通町2-25-3 千々輪ビル1階
☎045-341-3385
<http://kishibe-miyako.com/>

変更に伴い、医療提供体制はこれまでの「発熱等診療等医療機関」に加えて幅広い医療機関で受診が可能になります。検査・治療・入院・薬の費用が他の疾患と同じく、一部を除き保険診療（自己負担あり）になります。

9月末まで、高額療養費の自己負担限度額から2万円を減額（2万円未満の場合はその額）。医療機関への患者搬送は原則廃止（入院勧告がなくなるため）ですが、高齢者コロナ入所施設への搬送は対応します。

ます。新型コロナウイルス治療のための入院医療費は当面9月末まで、高額療養費の自己負担限度額から2万円を減額（2万円未満の場合はその額）。医療機関への患者搬送は原則廃止（入院勧告がなくなるため）ですが、高齢者コロナ入所施設への搬送は対応します。

患者の特定はなくなりま

す。患者支援等（自宅療養・相談窓口・療養証明書）も5月7日で終了します。患者の外出自費要請がなくなるため、パルスオキシメーターの貸与や公費による食料品等の配送、コロナ119番・療養サポート窓口や療養証明書の新規患者への発行（保険請求期限である3年間は継続発行）などが廃止となります。

また、ワクチン接種については、65歳以上の高齢者及び5歳以上の基礎疾患を有する方、医療機関・高齢者施設等従事者は春夏（5月～8月）、秋冬（9月～12月）の2回接種を実施予定です。

相談体制維持へ

総合的な相談窓口として、新型コロナウイルス感染症専用ダイヤルや高齢者コロナ短期入所施設（9月末まで）を継続します。症状悪化に関する相談をコールセンターで受けられた場合は、状況により再受診などを促すとともに、オンライン診療等の受診のための情報提供を行い、高齢者施設等についてはハイリスク者対応として重点的に支援します。

3年間に及ぶ新型コロナとの戦いも出口が見えてきました。引き続き県内の医療体制の整備や、新型コロナの影響を受けた地域経済の回復などに全力で取り組みます。